

○法人税法施行規則第八条の三の十第三項及び第五十九条第三項に規定する保存の方法を定める件

〔平成二十四年一月二十五日 財務省告示第二十六号〕
〔最終改正 令和八年三月三十一日 財務省告示第九十号〕

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第八条の三の十第三項（同令第二十六条の三第四項及び第三十七条の三の二第三項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第三項（同令第二十六条の三第三項、第二十六条の五第二項、第三十七条の三の二第四項、第六十二条及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第五十九条第三項（同令第二十六条の三第二項、第五十九条の二第九項、第六十二条、第六十七条第三項及び第六十七条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する保存の方法を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用し、法人税法施行規則第八条の三の十第三項及び第五十九条第三項に規定する保存の方法を定める件（平成十年三月大蔵省告示第三百三十六号）は、同年三月三十一日限り廃止する。

1 法人税法施行規則（以下「規則」という。）第五十九条第三項（規則第二十六条の三第二項、第五十九条の二第九項、第六十二条、第六十七条第三項及び第六十七条の二第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の表の第一号の下欄に規定する財務大臣の定める方法は、同号の上欄に掲げる書類（以下「指定書類」という。）を規則第二十六条の三第一項（同条第三項（規則第六十条の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び規則第六十条の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。第五号及び次項において同じ。）、第五十九条第一項（規則第六十二条において準用する場合を含む。第五号及び次項において同じ。）、第五十九条の二第二項、第六十七条第二項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第五号及び次項において同じ。）又は第六十七条の二第一項の規定により保存すべき場所に、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）B七一九八六（マイクロフィルムリダ及びマイクロフィルムリダプリンタ）に規定する基準を満たすマイクロフィルムリダプリンタを設置し、かつ、当該指定書類が撮影された次に掲げる要件を満たすマイクロフィルムを、当該マイクロフィルムに撮影された当該指定書類を検索することができる措置（当該指定書類の種類及び当該指定書類に記載されている日付を検索の条件として、特定の書類を検索することができるものに限る。）を講じて保存する方法とする。

一 日本工業規格（不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。）K七五五八（一九八六）2（安全性）に規定する安全性の基準を満たす材質であること。

二 日本産業規格B七一九七附属書1-2（マイクロフォームの実用品位数）に規定する方法により求めた実用品位数の値が十一以上であること。

三 日本産業規格B七一九七8（処理、品質及び保存方法）の背景濃度の値が〇・七以上一・五以下であること。

四 日本産業規格Z六〇〇八4（解像力の試験）の規定により求めた解像力の値が一ミリメートルにつき百十本以上であること。

五 次に掲げる事項が記載された書面が撮影されていること。

イ 規則第二十六条の三第一項の規定により同項に規定する帳簿書類を保存すべきこととされている同項の内国法人（規則第六十条の四又は同条の規定により読み替えられた規則第二十六条の三第三項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、規則第六十条の四の外国法人）、規則第五十九条第一項の規定により同項各号に掲げる帳簿書類を保存すべきこととされている同項の青色申告法人、規則第五十九条の二第一項の規定により同項に規定する特定事項記載書類を保存すべきこととされている同項の青色申告法人、規則第六十七条第二項の規定により同項に規定する帳簿及び書類を保存すべきこととされている同項の普通法人等（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、同項の外国法人）又は規則第六十七条の二第一項の規定により同項に規定する特定事項記載書類を

保存すべきこととされている同項の普通法人等のこれらの帳簿書類、特定事項記載書類又は帳簿及び書類の保存に関する事務の責任者である者の当該指定書類が真正に撮影された旨を証する記載及びその氏名

ロ 撮影者の氏名

ハ 撮影年月日

2 規則第五十九条第三項の表の第二号の下欄に規定する財務大臣の定める方法は、同号の上欄に掲げる帳簿書類（以下「保存対象帳簿書類」という。）を規則第二十六条の三第一項、第五十九条第一項、第五十九条の二第一項、第六十七条第二項又は第六十七条の二第一項の規定により保存すべき場所に、日本産業規格B七一九六に規定する基準を満たすマイクロフィルムリダ又はマイクロフィルムリダプリンタを設置し、かつ、当該保存対象帳簿書類が撮影された前項各号に掲げる要件を満たすマイクロフィルムを保存する方法とする。この場合においては、同項第五号中「当該指定書類」とあるのは、「次項に規定する保存対象帳簿書類」と読み替えるものとする。